

# 柏崎民商会報

17年4月10日

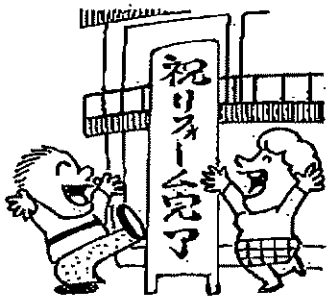
〒九四五-〇八二二  
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号  
TEL (〇二五七) 二三一-九九七 (代)  
FAX (〇二五七) 二二-一九三〇七

## 住宅リフォーム事業の受付開始

### 申込みは4月21日から

柏崎市は、民商や共産党議員の働きかけで実現した住宅リフォーム事業は今年度で8年目を迎えます。

名称は「住まい快適リフォーム事業」で、住まいの快適性・安全性の向上を推進するため、必須工事（バリアフリー化工事・省エネ化工事・耐震化工事）を行うこと。必須工事を行うと、その他のリフォーム工事も補助対象になります。補助金額は20万円以上の工事で20%の補助で、上限が20万円です。申込み受付期間は今年21日から11月30日（予算に達し次第終了）まで。交付申請書など提出書類は直接、市役所第二分館1階建築住宅課指導係へ提出。



市では、「住まい快適リフォーム事業」の補助金制度の他に、住まいのリフォーム・耐震化へ「空き家のリフォーム補助（上限50万円）」や「耐震改修費補助（上限100万円）」などもあります。詳細は「広報かしわざき・2017・4」をご覧ください。または民商事務所へ問い合わせ下さい。

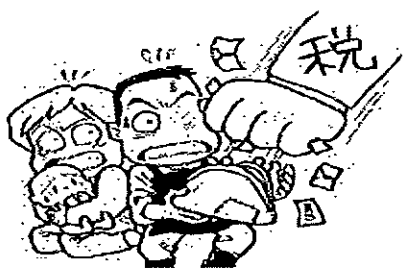
## 払いきれない消費税・所得税は

### 分納相談してください

「所得税が高額でまだ支払っていません（塗装業）」「消費税は毎年、税務署へ行って分納し

ている（左官業）」は、3月25日に青年部が行った「申告ご苦労さん会」での2人の部員さんの発言。

民商ではこの間、申請型の分納「申請額」換価の猶予』相談学習会も開きました。払いきれない消費税や所得税、市民税や社会保険料など納税者の権利として分納していきましよう。申請期限がありますので相談を早めに行いましょう。



## 29年度の雇用保険料率下がります 29年から65歳以上も適用対象

雇用保険料率が4月から変更になります。前年度より「事業主分」と「労働者分」が下記の料率に下がりますので、ご注意ください。

事業	平成29年度		
	保険料率	事業主負担	労働者負担
一般の事業	9/1000	6/1000	3/1000
建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000

29年1月1日より65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象になります。対象は1週間20時間以上で31日以上の雇用の見込みがある方です。

4月の弁護士無料法律相談は12日予約制。些細な事でも遠慮なく相談下さい。相談希望者は民商事務所まで連絡下さい。

